

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-1-01	基礎の工法について	令第38条
<p>1. 型枠ブロックによる布基礎については、型枠ブロックを型枠として使用し、現場打ちコンクリート部分で所定の断面寸法及び鉄筋のかぶり厚さが確保できるものは扱えるものとする。</p> <p>2. プレキャスト鉄筋コンクリートの布基礎については、接続部分をグラウト充填等により一体性を確保できる場合には使用可とする。ただし、沈下等の恐れのない良好な地盤に設置すること。</p> <p>3. 便所、浴室廻りのコンクリートブロック部分は布基礎の一部とは解されないの で、柱等の応力をコンクリートブロック造の部分を通じて基礎に伝達する方法は認められない。</p>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

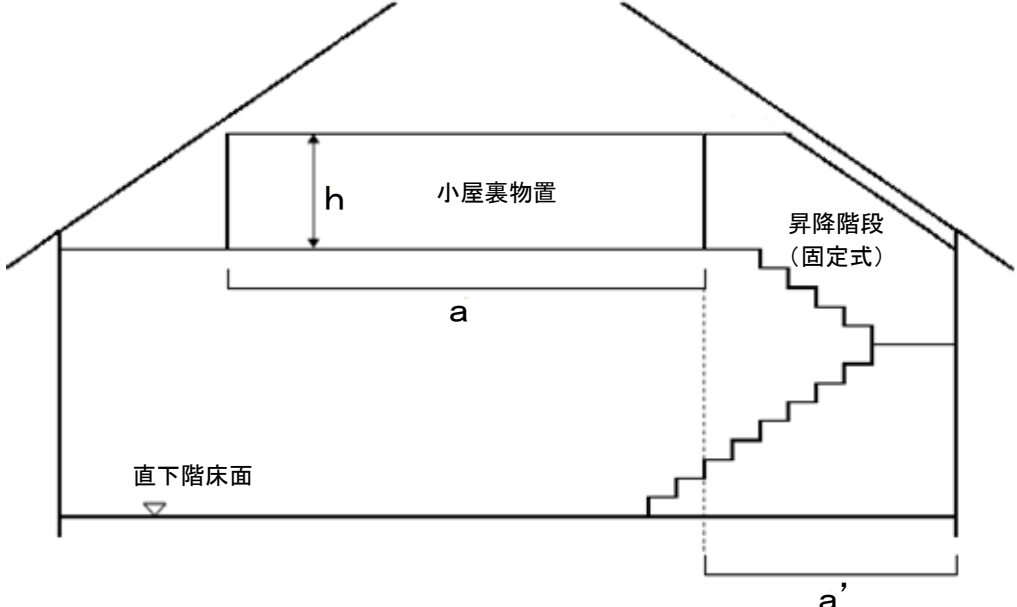
構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-1-02	「隅柱又はこれに準ずる柱」について	法第20条 令第43条
<p>令第43条第5項の「隅柱」とは、入り隅柱も含むものとする。また、「隅柱に準ずる柱」とは、ある階では隅柱であるが別の階においては隅柱ではない柱を指す。(下図参照)</p> <div style="text-align: center;"> <p>2階平面図</p> <p>1階平面図</p> <p> <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: black; margin-right: 5px;"></span> : 隅柱  <span style="display: inline-block; width: 0; height: 0; border-left: 5px solid transparent; border-right: 5px solid transparent; border-bottom: 10px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 隅柱に準ずる柱  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> : 一般の柱         </p> </div>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-1-03	木造建築物の壁量の取扱い	法第20条 令第46条
<p>木造建築物の壁量の取扱いについては、近畿共通取扱い集(構造・建築設備関係)「08 存在壁量に算入できる耐力壁の仕様」によるほか、以下とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>筋かい耐力壁の長さは、2mを上限とする。</li><li>構造用合板等の面材については軸組の全体にわたって設け、これらを貼らない部分を残してはならない。</li><li>昭和56年建設省告示第1100号第1第11号から第13号までにいう壁の併用とは、柱等の軸材の両面に壁を設けたものその他をさすものであり、片面に壁材料を重ねて貼り付けるものを認めるものではない。</li></ol>		
更新履歴	平成29年4月1日 改正 令和3年4月1日 改正 令和4年12月15日 改正	

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-1-04	耐力壁の面材を打ち継ぐ場合について	法第20条 令第46条 昭和56年告示第1100号
<p>耐力壁の面材を柱等以外で継ぐ場合は、間柱・胴縁等の見付け幅は45mm以上とすること。 ただし、釘の縁あき・端あき寸法等が適切に確保できるものとし、下図を標準とするが、施工誤差等を勘案し適切な部材寸法を選定すること。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">6d    6d    6d    6d (16.5) (16.5) (16.5) (16.5)</p> <p>※( )内はN50釘を使用した場合の寸法を例記</p> </div>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-1-05	小屋裏利用物置を設置した場合について	法第20条 令第46条 平成12年告示第1351号
<p>階数及び延べ面積に算入されない小屋裏利用物置を設置し当該部分への昇降路を固定式階段とした場合で、平成12年告示第1351号に基づき当該部分の面積を地震力に対する必要壁量算定に考慮するときは、以下の式により算定する。 また、この場合の固定式階段は下図によること。</p>  <p>下階の床面積に加算する面積 = <math>(h / 2.1) \times (a + a')</math></p> <p>a: 小屋裏物置部分の水平投影面積 a': 固定式階段部分の水平投影面積 (小屋裏物置の水平投影範囲と重複する部分を除く。) h: 小屋裏物置部分の平均天井高さ</p>		
更新履歴	平成29年4月1日 一部改正	

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-1-06	ホームエレベーターを設置する場合の補強方法について	令第46条
<p>2階建ての木造軸組工法(在来構法)の建築物にホームエレベーターを設置する場合の建築物の補強方法は次による。</p> <p>(1) エレベーター廻りの壁量を考慮せずに令第46条の壁量を満足すること。</p> <p>(2) エレベーター廻りの耐力壁を含めた総壁量が令第46条に従って算出した必要壁量の1.1倍以上となること。 ※ただし、各製品の設計マニュアルに定めのある場合はその数値による。</p> <p>(3) 昇降路廻りの構造は以下によること。</p> <p>◆柱</p> <p>① 昇降路の4隅には柱を配置する。 ② 4隅の柱は通し柱とするか、もしくはそれと同等な補強を行う。</p> <p>◆耐力壁</p> <p>① 出入口以外は耐力壁で囲う。 ② 耐力壁の壁倍率は2以上のものを用いる。 ③ 筋かいによる場合は、両方向に効くものとする。 (※構造用合板等の面材が望ましい。)</p> <p>(出入口が1カ所の場合) 出入口の近くで開口部に平行な90cm以上の壁(上記に同じ構造のもの。)を1カ所設ける。</p> <p>(出入口が2カ所の場合) 出入口の近くで開口部に平行な90cm以上の壁(上記に同じ構造のもの。)を2カ所設ける。</p> <p>※開口部から当該壁が離れる場合は、開口部から当該壁までの床を剛な構造とする。</p> <p>なお、エレベーターが自立型の場合または、エレベーターの荷重を考慮した構造計算をした場合、エレベーター各製品の設計マニュアルに補強方法が示されている場合等、建築物の安全性が確認された時はこの限りでない。</p> <p>自立型:エレベーターの構造が住宅の構造躯体から全く自立しているもの</p> <p>(4) EV廻りの壁も含め、平成12年建設省告示第1352号に適合すること。</p>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

## 構造規定

番号	標 題	関連条文
4-1-07	平成12年告示第1460号の取扱い	法第20条 令第47条

1. 平成12年告示第1460号の「表1」に定める「その他軸組端部の柱」については、告示中「軸組の種類」に定める軸組の取り付く柱とする。

告示第3号の適用を受ける柱の仕口の仕様については、次によることができる。  
また、下記の算定式を告示第2号中、当該仕口の周囲の軸組の種類および配置を考慮して柱頭または柱脚に必要なとされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられた場合として取り扱うものとする。

- (1) 平屋建ての場合若しくは2階建ての部分における2階の柱の場合  
(算定式)  $N = A1 \times B1 - L$
- (2) 2階建ての部分における1階の柱の場合  
(算定式)  $N = A1 \times B1 + A2 \times B2 - L$

この式において、N、A1、B1、A2、B2及びLはそれぞれ次に掲げるところによる。

N : 次の表に掲げるNの数値

A1 : 当該柱の両側における軸組の倍率の差(片側のみ軸組が取り付く場合には当該軸組の倍率)の数値。ただし、筋かいを設けた軸組の場合には、別記の補正を加えたものとする。

B1 : 周辺の部材による押さえ(曲げ戻し)の効果を表す係数で、0.5(出隅の柱においては0.8)とする。

A2 : 当該柱に連続する2階柱の両側における軸組の倍率の差(片側のみ軸組が取り付く場合には当該軸組の倍率)の数値。ただし、筋かいを設けた軸組の場合には、別記の補正を加えたものとする。(当該2階柱の引抜き力が他の柱等により下階に伝達され得る場合には、0とする。)

B2 : 2階の周辺の部材による押さえ(曲げ戻し)の効果を表す係数で、0.5(2階部分の出隅の柱においては、0.8とする。)

- (1) の式の場合

L : 鉛直荷重による押さえの効果を表す係数で、0.6(出隅の柱においては、0.4)とする。

- (2) の式の場合

L : 鉛直荷重による押さえの効果を表す係数で、1.6(出隅の柱においては、1.0)とする。

表 接合部の仕様(告示表3に対応)

Nの値	告示表三	必要耐力(KN)	金物等(これらと同等以上の接合方法を含む)
0.0以下	(い)	0	短ほぞ差し、かすがい打
0.65以下	(ろ)	3.4	長ほぞ差し込み栓打、L字形かど金物くぎCN65×5本
1.0以下	(は)	5.1	T字形かど金物くぎCN65×5本、山形プレート金物くぎCN90×8本
1.4以下	(に)	7.5	羽子板ボルト・12mm、短冊金物
1.6以下	(ほ)	8.5	羽子板ボルト・12mmに長さ50mm径4.5mmのスクリー釘
1.8以下	(へ)	10	10KN用引き寄せ金物
2.8以下	(と)	15	15KN用引き寄せ金物
3.7以下	(ち)	20	20KN用引き寄せ金物
4.7以下	(り)	25	25KN用引き寄せ金物
5.6以下	(ぬ)	30	15KN用引き寄せ金物×2枚
5.6超	—	N×5.3	

2. 張り間方向およびけた行き方向に交差する軸組に設けられた柱の横架材等との仕口については、張り間方向およびけた行き方向の各軸組でその大きな方の金物を採用する。
3. 2階建ての1階部分の柱については、その直上にある2階部分の柱の引っ張り力を土台若しくは基礎へと伝達する必要があるため、2階部分の柱の仕口の仕様と同等以上の仕様とする。(1. の計算による場合を除く。)

(別記) 軸組の柱に取り付く筋かいの応力分担を考慮した補正值

(1) 筋かいが片側から取り付く柱

筋かいの種類	取り付く位置	柱頭部	柱脚部	備考
15以上×90以上の木材 9φ以上の鉄筋		0	0	たすき筋かいの場合には、0とする。
30以上×90以上の木材		0.5	-0.5	
45以上×90以上の木材		0.5	-0.5	
90以上×90以上の木材		2	-2	

(2) 筋かいが両側から取り付く柱

① 両側が片筋かいの場合

一方の筋かい	他方の筋かい	15以上×90以上の木材又は9φ以上の鉄筋	30以上×90以上の木材	45以上×90以上の木材	90以上×90以上の木材	備考
15以上×90以上の木材 又は9φ以上の鉄筋		0	0.5	0.5	2	両筋かいがともに柱脚部に取り付く場合には、0.0とする。
30以上×90以上の木材		0.5	1	1	2.5	
45以上×90以上の木材		0.5	1	1	2.5	
90以上×90以上の木材		2	2.5	2.5	4	

② 一方がたすき筋かい、もう一方が片筋かいの場合

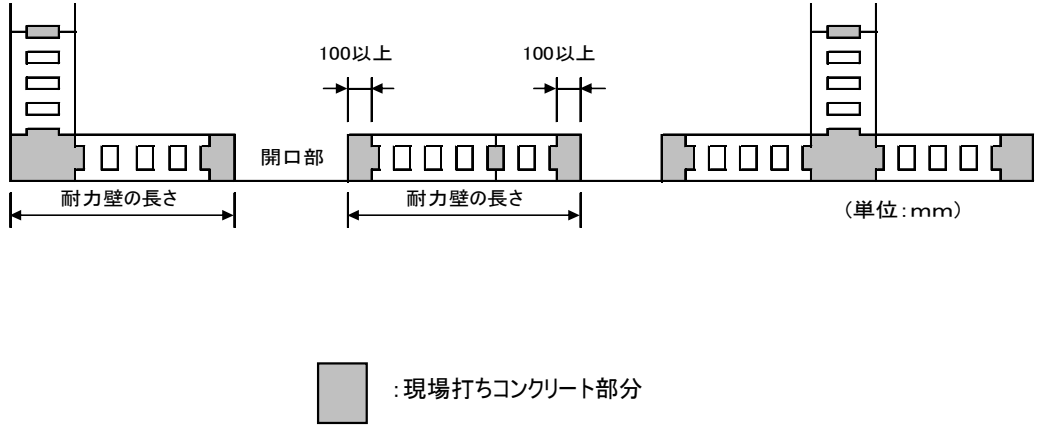
片筋かい	たすき筋かい	15以上×90以上の木材又は9φ以上の鉄筋	30以上×90以上の木材	45以上×90以上の木材	90以上×90以上の木材
15以上×90以上の木材 又は9φ以上の鉄筋		0	0.5	0.5	2
30以上×90以上の木材		0	0.5	0.5	2
45以上×90以上の木材		0	0.5	0.5	2
90以上×90以上の木材		0	0.5	0.5	2

③ 両側がたすき筋かいの場合  
加算しない

4-1-07 - 2/2

更新履歴

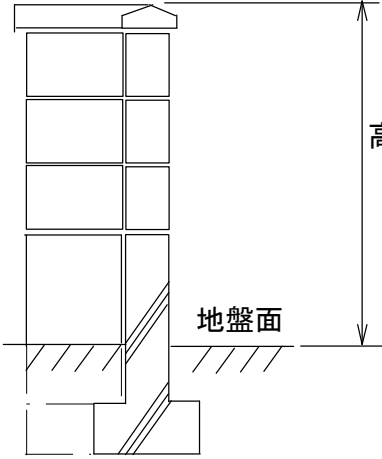
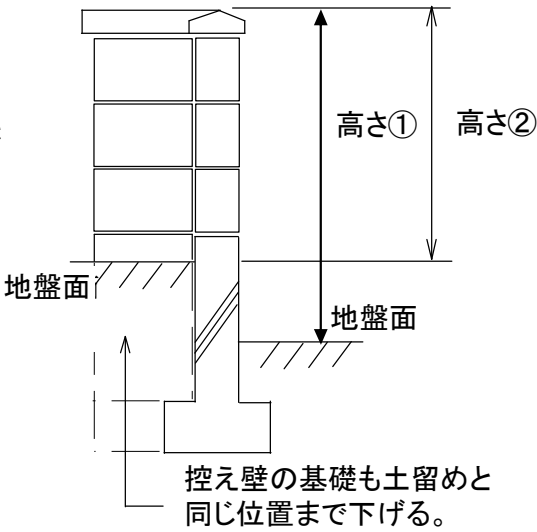


構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-1-08	補強コンクリートブロック造の耐力壁の端部等について	法第20条 令第62条の4
<p>補強コンクリートブロック造建築物の耐力壁の端部・L型・T型の取り合い部、および開口部の周辺は現場打ちコンクリートとすること。(この場合、ブロック型枠の使用は可。) ただし、平屋で高さが4m以下、かつ耐力壁の中心線に囲まれた部分の面積が30㎡以下のものにあつてはこの限りでない。</p>  <p style="text-align: right;">(単位:mm)</p> <p style="text-align: center;"> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #cccccc; margin-right: 5px;"></span> :現場打ちコンクリート部分         </p>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-1-09	ルーズホールの運用について	令第68条
<p>プールの屋根の鉄骨梁や建築物同士で相互の振動影響を与えないためにルーズホールを設ける場合には、当該部分については本規定を適用しない。</p> <p>ただし、エキスパンションジョイントとして用いるルーズホールは、目的に対し十分機能することが必要であり、当該部分の弾性変形量の2倍以上の変形に対しても適応できるものとする。</p>		
更新履歴		

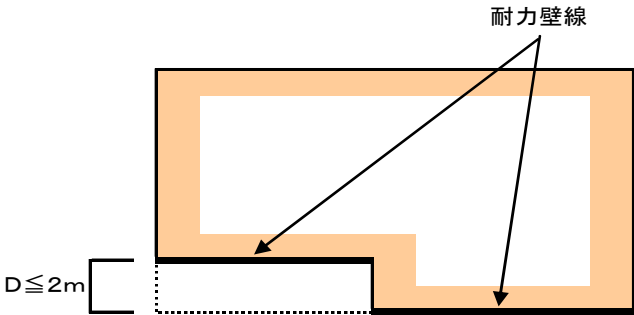
※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-1-10	コンクリートブロック塀の高さについて	令第62条の8 平成12年告示第1355号
<p>塀の高さは地盤面からの高さとし、基礎の立ち上がり部分、笠木の部分を含めた高さとする(図1)。図2のように土留めを兼ねた場合の土圧を受ける部分については一体の鉄筋コンクリート造とし、高さは原則①による。</p> <p>ただし、土留めとなる基礎部分の安全性が確かめられた場合には②とすることができる。また、それぞれの塀の高さに基づき控壁等の適用を受けるものであり、控壁の基礎の部分も一体化すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>図1</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図2</p> </div> </div>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-1-12	鉄筋のかぶり厚さの取扱い	令第79条
<p>杭基礎のベース筋のかぶり厚さは、杭表面に沿って上昇してきた水分が鉄筋を錆びさせる恐れがあるので、杭頭より6cmを確保する。 また、場所打ち鉄筋コンクリート杭の鉄筋については、施工の関係上10cm以上とするものとする。</p>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

構造規定														
番号	標 題	関連条文												
4-1-13	平成13年告示第1540号の取扱い	令第80条の2 平成13年告示第1540号												
<p>1. 小屋裏利用2階建については、2階の小屋裏部分に耐力壁を設けないこととし、地震力に対する所要壁量算定において1階の床面積に乘ずる数値は、下表のとおりとする。</p> <p>なお、小屋裏に耐力壁を設ける場合又は小屋裏利用床面積が1階の1/2を超える場合は、2階建としての数値を採用し、天井高さにかかわらず壁量計算を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="448 730 1093 922"> <thead> <tr> <th></th> <th>軽い屋根</th> <th>重い屋根</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多雪区域以外</td> <td>2 0</td> <td>2 4</td> </tr> <tr> <td>多雪区域 1 m</td> <td>3 4</td> <td>3 4</td> </tr> <tr> <td>多雪区域 2 m</td> <td>4 8</td> <td>4 8</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. やむを得ず耐力壁線が雁行する場合は、その範囲(下図D)を2m以内とし、耐力壁線間及び周辺の水平構面が十分な面内剛性を有する補強等の措置を講ずること。(下図参照)</p>  <p>3. 交差部以外の耐力壁の必要幅は、原則としてその耐力壁の高さの1/3以上とする。</p>				軽い屋根	重い屋根	多雪区域以外	2 0	2 4	多雪区域 1 m	3 4	3 4	多雪区域 2 m	4 8	4 8
	軽い屋根	重い屋根												
多雪区域以外	2 0	2 4												
多雪区域 1 m	3 4	3 4												
多雪区域 2 m	4 8	4 8												
更新履歴														

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-1-14	建築基準法施行令第70条に規定する柱の防火被覆について	令第70条
<p>建築基準法施行令第70条の適用を受ける柱の構造について、平12建告示第1356号第2に記載のある構造のほか、下記のものについても、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊、その他の損傷を生じないものとして取扱うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 耐火構造(平12建告示第1399号または大臣認定によるもの)の柱</li><li>2 準耐火構造(平12建告示第1358号または大臣認定によるもの)の柱</li></ol>		
更新履歴	R6.4.1 新規追加	

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

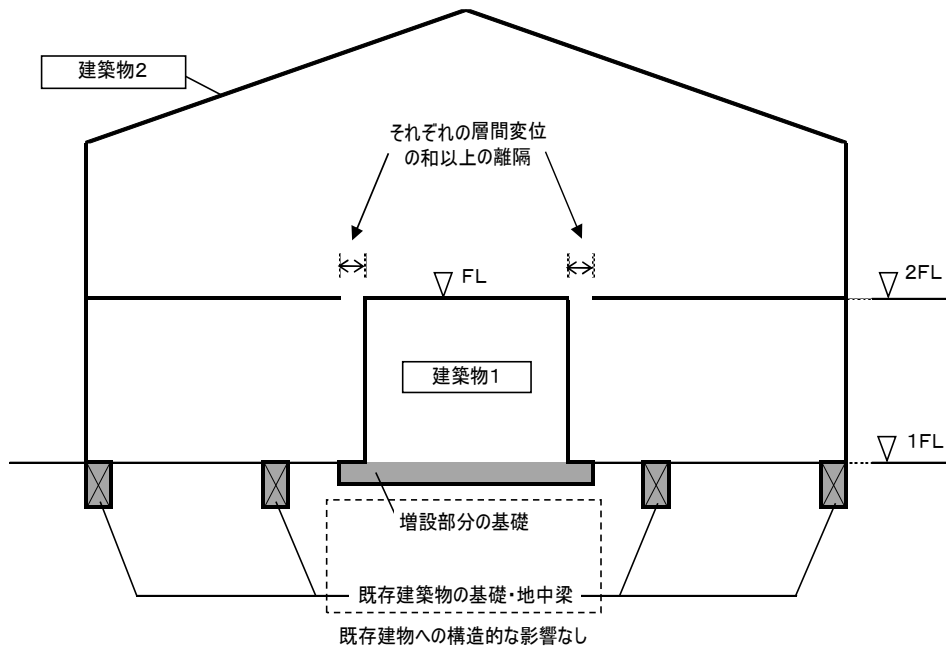
構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-2-01	エキスパンションジョイント等の相互距離について	令第3章第8節
<p>相互に応力を伝えないためのエキスパンションジョイント等の相互距離については、接している両棟について令第82条の2の規定による層間変位の下階からの累積値を求め、その和を変形量として見込んでそれを上回る相互間距離とすること。</p>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-2-02	「相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分」の取扱い	令第36条の4 令第137条の2
<p>令36条の4及び令第137条の2における「エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分」の取扱いについては、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>なお、建築物と建築物の離隔距離は、各々の建築物の令第82条の2に基づく層間変位の和の数値以上を有していること。</p> <p>(1) エクスパンションジョイントで接する部分                      (2) 木造でそれぞれ別の軸組、枠組壁等で造り、応力の伝達が見込まれない仕上げ材等のみで接する部分                      (3) 鉄骨造等でそれぞれ別の架構で造り、応力の伝達が見込まれない仕上げ材等のみで接する部分                      (4) 次図の事例によること。</p> <p>1. 構造上独立部分とみなす場合の事例                      (鉄骨造の別架構で建築された工場で、屋根が折板、外壁が角波鉄板の場合)</p> <p>平面図</p> <p>立面図</p>		



## 2. 建築物の内部空間に床又は建築物を設置する場合の事例



更新履歴

平成29年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-2-03	令第86条の規定による雪下ろしによる積雪量の低減について	法第20条 令第86条第6項、第7項
<p>1. 対象地域 雪下ろしの慣習のある地方は、各特定行政庁が定める垂直積雪量の数値が1mを超える地域とする。</p> <p>2. 対象建築物 雪下ろしによる低減が採用できる建築物は、次のいずれかに該当する建築物以外のものとする。                      (1) スパンが16m以上の木造および鉄骨造建築物。                          ※小屋組のみが上記の構造のものを含む。                          ※スパンは、柱芯間隔とする。                      (2) 屋根面積が1,000㎡以上の鉄骨造建築物。                          ※屋根面積は、水平投影面積とし、庇の先端までとする。                      (3) 軒高が12m以上の鉄骨造建築物。</p> <p>3. 積雪量の低減は次による。 特定行政庁が定める垂直積雪量(以下「垂直積雪量」という。)が1mを超える地域にあっても、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を1mまで減らして計算することができる。</p> <p>4. 設計積雪量等の表示等 3. の規定により積雪量を低減した建築物は次に定める事項を行うこと。                      (1) 出入口等の見やすい場所に、設計積雪量および警戒積雪量(設計積雪量の70%)を記載した表示板を設置すること。                      (2) 屋根面への昇降が有効な位置に雪下ろし用タラップ等を設置すること。                      (3) 雪下ろし用命綱フックおよび融雪装置の設置を考慮すること。(任意設置)</p> <p>掲示する表示板の様式(参考)</p> <div style="text-align: center;"> </div>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

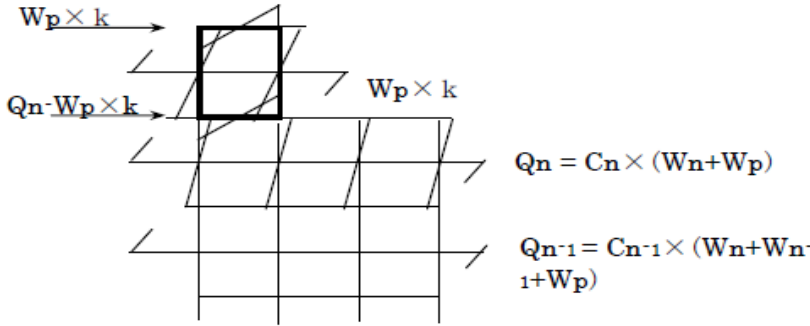
構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-2-04	多雪区域における鉄骨大スパン建築物について	法第20条 令第86条第6項、第7項
<p>4-2-03 1. に定める地域にある2. (1)に定める鉄骨造建築物は、次に定める基準を満足すること。</p> <p>(1) 建築物の架構を構成する鉄骨柱にあつては、柱の横補剛材は、剛性の十分大きいものとし、座屈防止に有効なものとする。</p> <p>(2) 建築物の梁のたわみは、積雪荷重において、スパンの1/300以下としなければならない。なお、大梁、小梁の別を問わず建築物の全ての梁を対象とする。</p> <p>(3) 4-2-03 4. 各号に定める事項を行うこと。</p>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

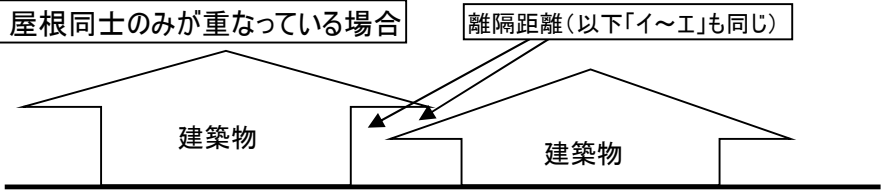
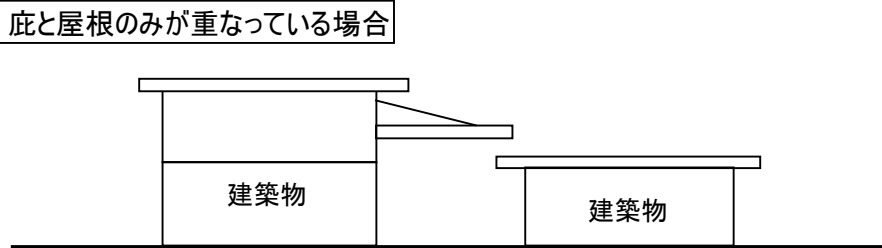
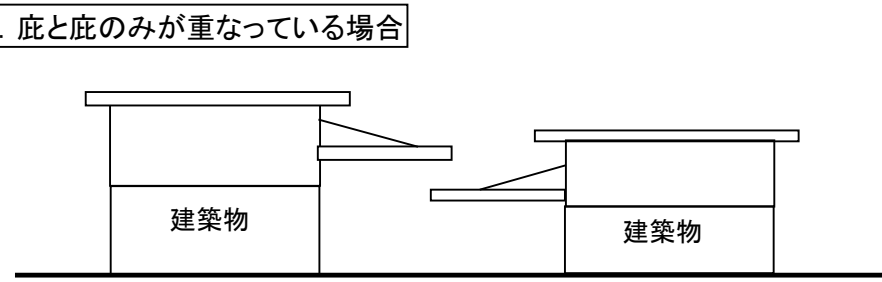
構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-2-05	地表面粗度区分の取扱い	令第87条 平成12年告示第1454号
<p>1. 平成12年建設省告示第1454号に定める地表面粗度区分のⅡの区域における場合の湖岸線とは、琵琶湖の基準水位：B.S.L.±0m【=T.P.(東京湾中等潮位：海拔)+84.371m】の時の陸地と水面の境のことをいう。</p>		
更新履歴	平成29年4月1日 一部改正	

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-2-06	一次固有周期を求める場合の建築物の高さの取り方について	令第88条 昭和55年告示第1793号
<p>構造計算のルートを分けるための建築物の高さは、令第2条第1項第6号の高さとする。したがって、パラペットがある場合は、一般にパラペット上端までの高さとする。しかしながら、Rtの算出に用いる建築物の一次固有周期を求める簡便式中の高さについては、建築物の質点モデルを想定した場合の高さとし、通常の場合には、下図のHをめやすとして決定する。</p> <p>地盤面に大きな高低差がある場合には、別途検討を行い、建物の振動性状に対応する高さを設定する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>また、地階のある場合の一次固有周期を求める簡便式中の高さについては、地下階の階高の2/3程度以上が全て地盤と接している場合、地階部分の外周部が下図のように全周囲の75%程度以上が地盤と接している場合、又はドライエリアにあって剛強なはりによって周辺地盤と一体となっている場合は、1階床面からの高さとする。なお、その場合は状況に応じた高さを設定する。</p> <div style="text-align: center;"> </div>		
更新履歴		

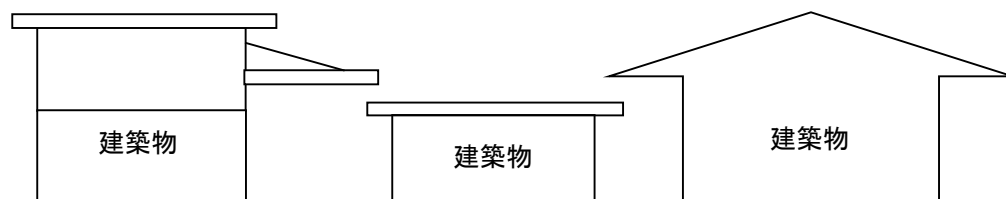
※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-2-07	屋上水槽等にかかる局部震度の下部の建築物本体に対する影響について	令第129条の2の3 平成12年告示1389号
<p>建築物本体に対する地震力は、屋上水槽等の重量のみを、最上階の重量に加えて、令第88条の規定に基づき算出するが、屋上水槽等の直下の床及びはりについては、この地震力のほか、屋上水槽等にかかる局部震度等の下部の床及びはりへの応力伝達を考慮する。影響を考慮する範囲としては、少なくとも直下のはりは検討を要するものとする。(下図太線部分)</p>  <p style="text-align: right;"><math>Q_n = C_n \times (W_n + W_p)</math></p> <p style="text-align: right;"><math>Q_{n-1} = C_{n-1} \times (W_n + W_{n-1} + W_p)</math></p> <p><math>W_p</math>: 塔屋部分の地震力用重量  <math>k</math>: 塔屋設計用局部震度(<math>\geq 1.0</math>)  <math>Q_n</math>: <math>n</math>階建て建物の最上階に作用する地震力  <math>C_n</math>: <math>n</math>階建て建物の最上階の地震層せん断力係数  <math>W_n</math>: <math>n</math>階建て建物の最上階の地震力用重量</p>		
更新履歴		

※標準的な取扱いを掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-3-01	構造上の遡及の及ばない別棟の取扱い	法第86条の7、 令第137条の2、H17告示第566号
<p>次に掲げる基準に適合する建築物は、法第86条の7のうち、令第137条の2に規定する既存の建築物に対する制限の緩和の適用の及ばない別棟の建築物」とみなすことができるものとする。</p> <p>1. 別棟とみなすことのできる基準は、建築物の屋根または庇等で接続されている場合とする。 建築物の屋根または庇等で接続されている場合は、次の各号の全てを満足すること。</p> <p>① 各々の建築物の部分の離隔距離は、次によること。 イ. 各々の建築物の令第82条の2に基づく層間変位の和の数値以上を有すること。 ロ. 常時荷重時におけるたわみの変位を2倍した数値の和の数値以上を有すること。</p> <p>② 各々の建築物は、如何なる仕様であっても接続していないこと。</p> <p>③ 次図の事例によること。</p> <p>ア. 屋根同士のみが重なっている場合</p>  <p>イ. 庇と屋根のみが重なっている場合</p>  <p>ウ. 庇と庇のみが重なっている場合</p> 		
		4-3-01 - 1/2

## エ. 複数棟の庇や屋根のみが重なっている場合



2. 1に掲げる各基準における層間変位およびたわみの取り扱いは、次による。
  - (1) 層間変位については、構造計算により算定すること。  
ただし、構造計算によらない場合は、次によることができる。  
令第82条の2に基づく場合の層間変位
    - ・木造、鉄骨造の場合 接する部分の高さの1/120
    - ・上記以外の構造の場合 接する部分の高さの1/200
  - (2) 常時荷重時におけるたわみの変位については、構造計算により算定すること。ただし、構造計算によらない場合は、片持ち梁等の有効長さの1/250とすることができる。
3. 確認申請書等への記載は、次による。

この基準を適用した場合は、確認申請書第三面第18欄、建築計画概要書第二面第20欄に当該基準を適用している旨を記載すること。

確認申請書等への記載例  
「〇〇棟と〇〇棟は滋賀県取扱基準4-3-01を適用」
4. 適用範囲は次による。

令第36条の4で定めるエキスパンションジョイント等により建築物の部分が接している場合の取扱いではなく、明らかに接していない場合についての別棟についての適用とする。
5. 留意事項について
  1. ③ア～エ以外の方法で過去に滋賀県建築基準法取扱基準で構造上別棟として扱い、既存遡及させていない建築物の既存不適格の独立部分に増改築を行う際は現行法令の適用により遡及を要することとなる。しかし、従前の取扱いで構造上別棟とした既存適格な独立部分に今後増築を行う場合には、既存不適格の独立部分にまでは遡及を要しないものとする。

4-3-01 - 2/2

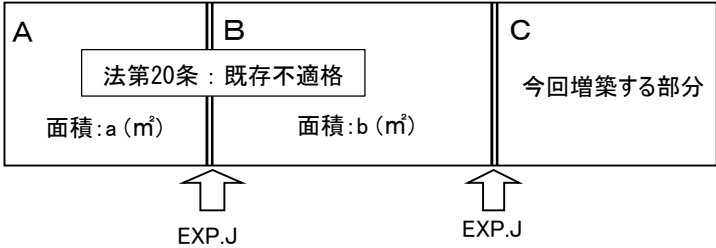
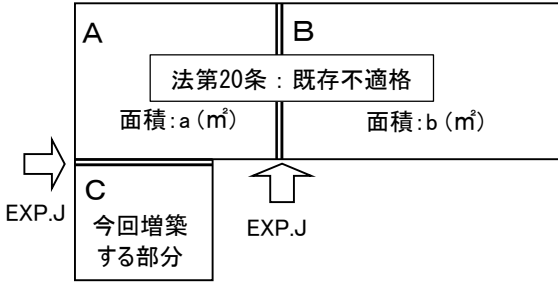
H24. 8. 1 Ⅲ一部改正、Ⅳ追加  
更新履歴 平成31年4月1日 改正 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲオ、Ⅳ削除

※標準的な取扱いを掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい



構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-3-02	特殊な構造の建築物および大規模な工作物等の取扱い	法第20条
<p>次の各号に該当する構造方法について、事前に法に定める指定性能評価機関等の技術的審査を受け、構造耐力上支障がないと判断され、かつ、令第3章の規定を満足するものに対しては、法第20条の規定に基づき安全性を確認されたものとして取り扱う。ただし、法第20条第1項第1号に掲げる構造方法としたものは除く。</p> <p>(1) 特殊な構造方法、材料、構造計算による工作物。</p> <p>(2) 次の各号のいずれかに該当する工作物。</p> <p>① 令第138条第1項第2号に掲げるもので高さが50mを超え60m以下のもの。</p> <p>② 令第138条第1項第5号に掲げるもので高さが10mを超えるもの。</p> <p>(3) その他建築主事または建築副主事が任意の技術評定を受けることが適当と認める建築物及び工作物。</p>		
更新履歴	令和6年4月1日 改正	

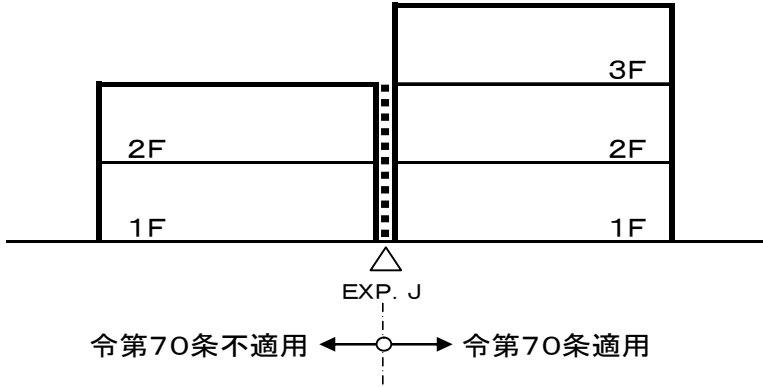
※標準的な取扱いを掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-3-04	既存不適格建築物の基準時面積及び遡及適用の取扱い	法第86条の7 令第137条の2
<p>■この取扱いは平成17年5月31日以前に増築又は改築(以下「増築等」という。)が行われた建築物に対して、法第86条の7の適用を受けて増築等を行う場合について、取扱うことができるものとする。</p> <p>1. 基準時面積について 例示1のとおり取扱うことができるものとする。</p> <p><b>例示1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年5月31日までに、AにBの増築等が適正に行われた後、Cの増築を行う。</li> <li>・既存不適格な独立部分(A)へ増築等を行っている場合、既存建築物全体(A+B)を「一の建築物」として既存不適格と扱う。</li> </ul>  <p>上記建築物の令第137条の2各号の基準時における延べ面積は「a+b」とする。</p> <p>2. 遡及適用の範囲について 1. の例示1において、既存の独立部分(B)に独立部分(C)を増築等する場合は、既存の独立部分(B)のみとする。 また、例示2において、既存の独立部分(A)に独立部分(C)を増築等する場合は、既存の独立部分(A)のみとする。</p> <p><b>例示2</b></p> 		
更新履歴	平成29年4月1日 一部改正 令和6年4月1日 一部改正	

※標準的な取扱いを掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい

構造規定												
番号	標 題	関連条文										
4-3-05	擁壁の取扱い	法第88条 令第142条										
<p>1. 擁壁の高さの限度については次のとおりとする。</p> <p>(1) 石積擁壁については高さ5m以下とすること。</p> <p>(2) コンクリート造擁壁については高さ10m以下とすること。但し4-3-02による場合についてはこの限りではない。</p> <p>また、ブロック積み及び無筋コンクリート造擁壁については10m以内毎に、鉄筋コンクリート造擁壁については20m以内毎に伸縮目地を設けること。</p> <p>2. 大規模な盛土等に設ける擁壁については、「宅地防災マニュアル」に基づき円弧すべりの検討を行うこと。</p> <p>3. 擁壁の安定計算を行う場合は、以下の表の安全率を採用することとする。</p> <table border="1" data-bbox="427 898 1163 1133"> <thead> <tr> <th>検討事項</th> <th>安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転倒に対する検討</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>滑動に対する検討</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>地耐力に対する検討</td> <td>1 (注) 地盤の許容応力度に安全率が加算済</td> </tr> <tr> <td>円弧すべりに対する検討</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table>			検討事項	安全率	転倒に対する検討	1.5	滑動に対する検討	1.5	地耐力に対する検討	1 (注) 地盤の許容応力度に安全率が加算済	円弧すべりに対する検討	1.5
検討事項	安全率											
転倒に対する検討	1.5											
滑動に対する検討	1.5											
地耐力に対する検討	1 (注) 地盤の許容応力度に安全率が加算済											
円弧すべりに対する検討	1.5											
更新履歴												

※標準的な取扱いを掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい

構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-3-06	部分的に階数の異なる建築物への 令第70条の規定の適用について	令第70条
<p>下図のように、3階建て以上の鉄骨造建築物の部分に、2階建て以下の部分がエキスパンションジョイント等応力の伝達が行われない構造方法により接続する場合には、2階建て以下の部分の柱について、令第70条の規定に基づく防火被覆は不要とする。</p> 		
更新履歴	H24. 04. 01新規追加	

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

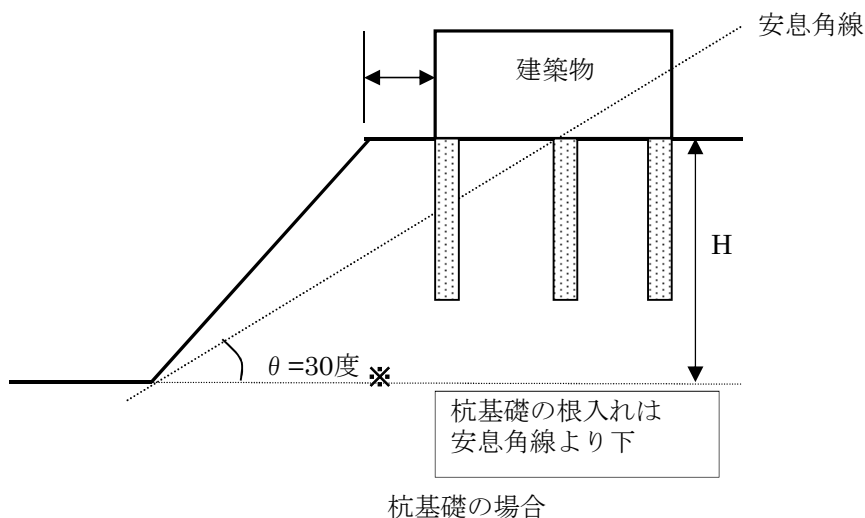
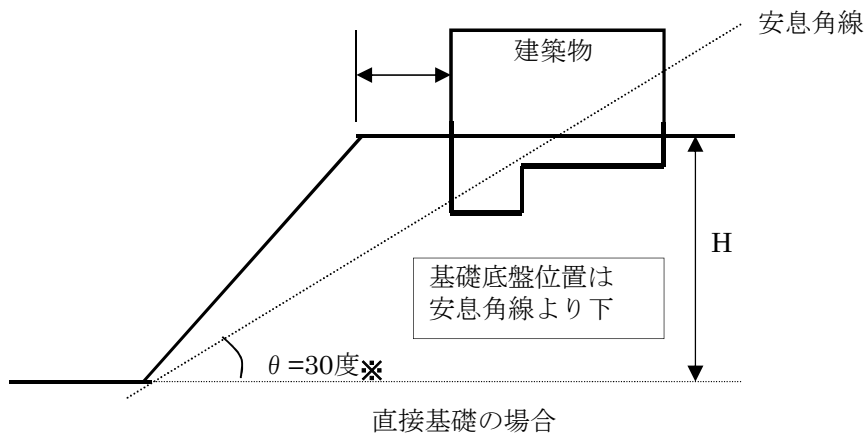
構造規定														
番号	標 題	関連条文												
4-3-07	がけ条例のただし書きの取扱い	建築基準条例第2条												
<p>滋賀県建築基準条例第2条及び大津市建築基準条例第2条のただし書きの取扱いは次のとおりとする。</p> <p>I. 条例第2条第1項(1)のただし書きに該当する支障のない場合                      II. 条例第2条第1項(2)のただし書きに該当する安全上必要な措置                      III. 条例第2条第2項(1)のただし書きに該当する構造方法                      (A) 高さが5m未満のがけ下の建築物                      (B) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂法」という)の土砂災害特別警戒区域でないと調査の結果判別されたがけ下の建築物</p> <p>I. 条例第2条第1項(1)のただし書きに該当する支障のない場合</p> <p>高さが5m未満のがけに近接する建築物、または高さが5m以上のがけに近接し、かつ土砂法の土砂災害特別警戒区域でないと調査の結果判別されたところにある建築物で、切土によるがけで土質が明確で、下記のいずれかに該当する場合</p> <p>ア. 次の表の(あ)欄に掲げる土質に応じ、勾配が同表(い)欄の角度以下のもの                      イ. 次の表の(あ)欄に掲げる土質に応じ、勾配が(い)欄の角度を超え同表(う)欄の角度以下のもので、上端から下方までの垂直距離が5m以内のもの(下部が宅地造成等規制法に基づき施工された安全な擁壁の場合を含む)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(あ) 土質</th> <th>(い) 勾配</th> <th>(う) 勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩(風化の著しいものを除く)</td> <td>60度</td> <td>80度</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>40度</td> <td>50度</td> </tr> <tr> <td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td> <td>35度</td> <td>45度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 土質が明確とは、土質調査、試験等によりがけの勾配、土質が明確な場合をいう。                      ※ 確認申請書に当該取扱いに適合することを示す図書(専門業者等が調査した土質調査、試験等の報告書の写し等)を添付すること。                      ※ 当取扱を適用する場合は、都計法施行令28条第6号、同法省令23条第4項に基づく法面保護の措置を講じたもの。                      ※ 自然法面における当該取扱いの適用については、設計者が地盤の安定計算等により、がけの安全性を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられたものであること。</p>			(あ) 土質	(い) 勾配	(う) 勾配	軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度	風化の著しい岩	40度	50度	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度
(あ) 土質	(い) 勾配	(う) 勾配												
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度												
風化の著しい岩	40度	50度												
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度												
		4-3-07 - 1/4												

## Ⅱ. 条例第2条第1項(2)のただし書きに該当する安全上必要な措置

がけ上の建築物において、その建築物の基礎(杭基礎含む)の根入れをがけ下を基点とする安息角(水平面に対して30度)線より深くするとともに、基礎の応力ががけに影響を及ぼさない構造である場合であって、建築物はがけ崩壊時において自立し、安全性が確保されていること

※安全性の検討は以下による。(ただし、その他の方法により安全であることが確認できる場合はこの限りではない。)

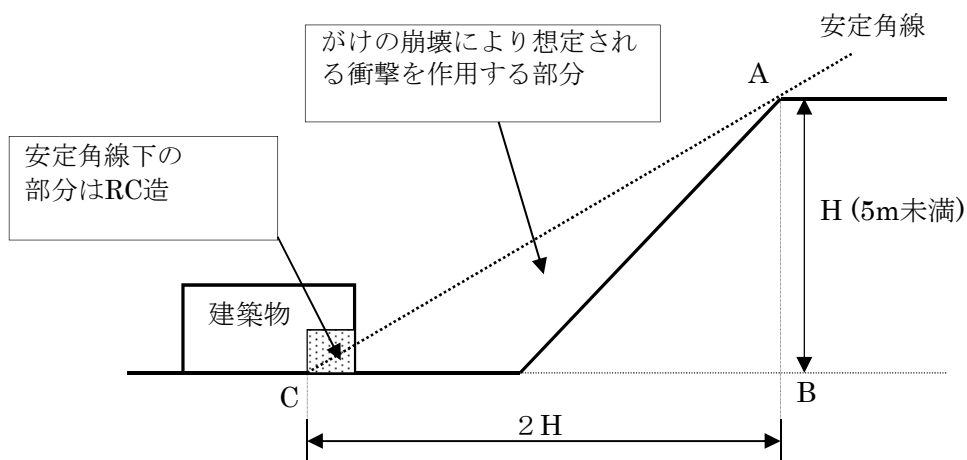
- ① 原則として「建築基礎構造設計指針」(日本建築学会)に基づき安全性の検討を行うこと。
- ② 安息角は30度とする。ただし、上記取扱いⅠ. に適合する土質の地盤の場合は、Ⅰに規定する勾配を適用してもよい。
- ③ がけの高さが5m以下で木造及び軽量鉄骨造2階建の一戸建住宅程度の建築物においては、地盤改良工法を適用してもよい。
- ④ 直接基礎及び杭基礎等とする場合は、基礎部分、外壁部分を安全性を考慮して、がけから一定の水平距離を離すこと。
- ⑤ 基礎支持位置以深の地盤は、安定した地盤であること。(盛土層、または自沈層は不可)
- ⑥ 敷地内の排水処理は、がけに影響を与えないようにすること。
- ⑦ 確認申請書に当該取扱いに適合することを示す図書を添付すること。(基礎・地盤説明書、基礎伏図、断面図等)



### Ⅲ. 条例第2条第2項(1)のただし書きに該当する構造方法

(A) 高さが5m未満のがけ下の建築物で、がけの崩壊により想定される衝撃が作用する外壁及び構造上主要な部分が鉄筋コンクリート構造の場合

- ① がけの崩壊により想定される衝撃が作用する外壁及び構造上主要な部分とは、がけの頂点Aから水平距離ががけ高さの2倍の点Cとを結ぶ線(以下「安定角線」という)の下にある部分とする。
- ② がけの崩壊による想定される衝撃が作用する外壁及び構造上主要な部分の高さが1mを超える場合は、鉄筋コンクリート構造部分に対して安全性を示す計算書を添付すること。
- ③ がけに面していない面についても、がけの崩壊により想定される衝撃を作用させること。
- ④ 鉄筋コンクリート構造、開口部については、平成13年国交省告示第383号に準ずる。
- ⑤ 確認申請書に当該取扱いに適合することを示す図書を添付すること。



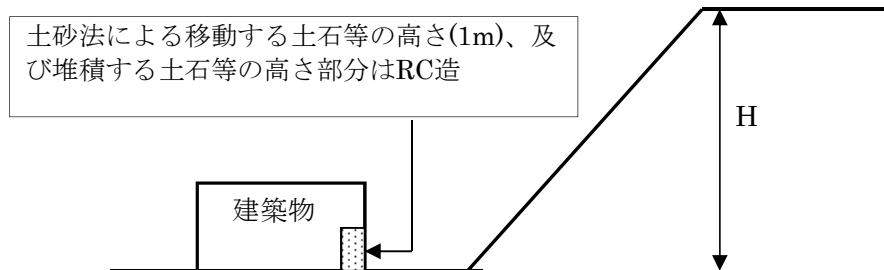
※ 鉄筋コンクリート構造部分の高さが1m以下の場合は、コンクリート強度 $F_c \geq 18\text{N/mm}^2$ 、壁厚150mm以上で縦配筋D10@200以下、基礎の根入れは500mm以上、底盤厚150mm以上、布基礎の場合は底盤幅600mm以上とすることを推奨する。

※ 推奨値を採用する場合も、設計者で鉄筋コンクリート構造部分の安全性については確認すること。

(B) 土砂法の土砂災害特別警戒区域でないと調査の結果判別されたがけ下の建築物においては、以下のとおりの構造である場合。

- (1) 土砂法に基づく計算により移動する土石等の移動による力が0の場合には、堆積する土石等の高さの部分の外壁及び構造上主要な部分が鉄筋コンクリート構造である場合。
- (2) 土石等の移動による力が生じる場合には、地盤から1m部分かつ堆積する土砂等の高さの部分の外壁及び構造上主要な部分が鉄筋コンクリート構造である場合。

- ※ 鉄筋コンクリート構造部分の高さが1mを超える場合は、鉄筋コンクリート構造部分に対して安全性を示す計算書を添付すること。
- ※ がけに面していない面についても、土砂等が生じるものとして上記同等に考えること。
- ※ 鉄筋コンクリート構造、開口部については、平成13年国交省告示第383号に準ずる。
- ※ 当該取扱いに適合することを示す書類を添付すること。



- ※ 鉄筋コンクリート構造部分の高さが1m以下の場合、コンクリート強度 $F_c \geq 18\text{N/mm}^2$ 、壁厚150mm以上で縦配筋D10@200以下、基礎の根入れは500mm以上、底盤厚150mm以上、布基礎の場合は底盤幅600mm以上とすることを推奨する。
- ※ 推奨値を採用する場合も、設計者で鉄筋コンクリート構造部分の安全性については確認すること。

4-03-07 - 4/4

更新履歴

H24. 8. 1新規追加



構造規定		
番号	標 題	関連条文
4-3-08	既存不適格建築物への増築の取扱い	法3条第2項 法20条 令137条の2
<p>次の各号のいずれかに該当する場合は、既設建築物において床面積が増加する部分を、令137条の2による増築又は改築に係る部分の床面積として扱わないことができる。但し、構造上、既存部分の危険性を増大させる場合はこの限りでない。</p> <p>① 床面積に不算入であったところ(開放廊下、ピロティー等)が増築により非開放となり、床面積が発生する場合。</p> <div data-bbox="475 804 1098 1169" data-label="Diagram"> </div> <p>② 庇下等で、今まで用途が無く、床面積に不算入であったところを駐輪スペース等の用途として利用することにより、既設部分に床面積が発生する場合。</p> <p>※いずれの場合においても増築として床面積に算入し、確認申請を必要とする場合がある。</p>		
更新履歴	平成25年11月1日 新規追加	

※標準的な取扱いを掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい